

移動等円滑化取組計画書

令和5年 6月30日

住 所 新潟県新潟市中央区万代1丁目6番1号
事業者名 新潟交通株式会社
代表者名 代表取締役社長 星野 佳人

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社が管理する「新潟駅前バスターミナル」は1958年の開設から60年以上が経過して老朽化が進んでいる。今後、新潟駅付近立体交差事業に伴って整備される「高架下交通広場」へ令和6年3月頃に機能を移転して廃止する予定となっている。同交通広場が整備されるまでは現状の施設を生かし、バス誘導員による旅客への案内や補助によって対応する。なお、新たに整備される同交通広場については、事業主体である新潟市にお客様が利用しやすい施設となるよう要望していく。

また、万代にあるバスセンターについては、行先表示の分かりやすさやバリアフリーにも配慮した「人にやさしい」バスターミナルを目指す。

バス車両については2023年3月末時点でノンステップバスが約64.5%、スロープを備えたワンステップバスが約35.5%となっている（適用除外車両を除く）。引き続きノンステップバスをはじめとした車両更新を進め、バリアフリー化を促進する。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

乗務員への定期的な講習や運転技術大会を通じて、運転技術と接客対応についての技術向上を図る。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
新潟駅前バスターミナル	今後、整備される高架下交通広場への機能移転によって廃止予定のため、現状維持とする。
低床バスの導入	スロープ板を備えた車いす対応の低床車両を随時導入する。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員教育の実施	車いす使用者が安全・円滑に乗降するために必要な対応に関し、車いすメーカー等の外部有識者の意見を取り入れ、乗務員教育に活用する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス誘導員による旅客支援	新潟駅前バスターミナルではバス誘導員が旅客への案内を行っている。
乗務員からの安全に関する情報等の収集と関係機関への要望	旅客のスムーズな乗降に支障がある道路やバス停上屋などに関する情報を定期的に収集し、関係機関へ継続的に要望していく。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
Web 問い合わせフォームの活用	お客様の問い合わせ手段を電話に加えて、Web 問い合わせフォームを活用する。
運賃表示機の更新	車両更新時、視認性の高い液晶型運賃表示機の導入を行う。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	定期的な講習や運転技術大会を通じて、運転技術と接客対応についての技術向上を図る。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報活動及び啓発活動への協力	行政等の関係機関が実施する広報啓発キャンペーン等について、掲示物の車内掲示及び、バリアフリー体験教室などを通じて随時協力を行う。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

電話やWebサイト、窓口で寄せられるお客様のご意見を社内で共有し、取り組みの改善に活用にする。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

自社ホームページにて公表する。

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。